

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の概要

1 主な改正内容

(1) 第1条関係

改正箇所	改正内容				
別表第一 別表第二	給料表の改定 別表第一【行政職給料表(一)・(二)】及び別表第二【医療職給料表(一)・(二)・(三)】				
期末手当 (第26条)	期末手当の支給月数を以下のとおり改める。				
	現行	定年前再任用短時間勤務職員 及び暫定再任用職員以外の職員	定年前再任用短時間勤務職員 及び暫定再任用職員		
		6月	12月	6月	12月
	管理職員	1.00月	1.00月	0.575月	0.575月
	改正後	定年前再任用短時間勤務職員 及び暫定再任用職員以外の職員	定年前再任用短時間勤務職員 及び暫定再任用職員		
		6月	12月	6月	12月
	管理職員	1.00月 (改正なし)	<u>1.05月</u> (+0.05月)	0.575月 (改正なし)	<u>0.6月</u> (+0.025月)
	※ () 内は、現行との増減				
勤勉手当 (第27条)	勤勉手当の支給月数を以下のとおり改める。				
	現行	定年前再任用短時間勤務職員 及び暫定再任用職員以外の職員	定年前再任用短時間勤務職員 及び暫定再任用職員		
		6月	12月	6月	12月
	管理職員 以外の職員	1.075月	1.075月	0.525月	0.525月
	管理職員	1.275月	1.275月	0.625月	0.625月
	改正後	定年前再任用短時間勤務職員 及び暫定再任用職員以外の職員	定年前再任用短時間勤務職員 及び暫定再任用職員		
		6月	12月	6月	12月
	管理職員 以外の職員	1.075月 (改正なし)	<u>1.175月</u> (+0.1月)	0.525月 (改正なし)	<u>0.575月</u> (+0.05月)
	管理職員	1.275月 (改正なし)	<u>1.325月</u> (+0.05月)	0.625月 (改正なし)	<u>0.65月</u> (+0.025月)
	※ () 内は、現行との増減				

(2) 第2条関係

改正箇所	改 正 内 容				
期末手当 (第26条)	期末手当の支給月数を以下のとおり改める。				
	改正後	定年前再任用短時間勤務職員 及び暫定再任用職員以外の職員	定年前再任用短時間勤務職員 及び暫定再任用職員		
		6 月	12 月	6 月	12 月
	管理職員	<u>1.025 月</u> (+0.025 月)	<u>1.025 月</u> (-0.025 月)	<u>0.5875 月</u> (+0.0125 月)	<u>0.5875 月</u> (-0.0125 月)
※ () 内は、(1)第1条改正後との増減					
勤勉手当 (第27条)	勤勉手当の支給月数を以下のとおり改める。				
	改正後	定年前再任用短時間勤務職員 及び暫定再任用職員以外の職員	定年前再任用短時間勤務職員 及び暫定再任用職員		
		6 月	12 月	6 月	12 月
	管理職員 以外の職員	<u>1.125 月</u> (+0.05 月)	<u>1.125 月</u> (-0.05 月)	<u>0.55 月</u> (+0.025 月)	<u>0.55 月</u> (-0.025 月)
管理職員	<u>1.3 月</u> (+0.025 月)	<u>1.3 月</u> (-0.025 月)	<u>0.6375 月</u> (+0.0125 月)	<u>0.6375 月</u> (-0.0125 月)	
※ () 内は、(1)第1条改正後との増減					

2 施行期日等

(1) 施行期日 公布の日。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日

(2) 適用日 第1条の給料表(別表第一及び別表第二)の改正は、令和5年4月1日に遡及して適用